

「木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する 意見の発表にあたっての留意事項

「木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「検討報告書（素案）」という。）について、岐阜県（岐阜市、大垣市、関市、瑞浪市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町）、愛知県（名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、刈谷市、犬山市、江南市、稲沢市、東海市、大府市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、扶桑町、大治町）、三重県（桑名市、木曾岬町）に在住、通勤・通学の皆様からご意見をお聴きするものです。（以下「ご意見をお聴きする場」という。）

「ご意見をお聴きする場」への応募にあたっての留意事項

- （１）意見の発表は、お一人につき、３会場のいずれか１会場において１回とします。
- （２）『別紙－２ 発表応募用紙』の裏面にご記入いただく、「意見の要旨」については、「ご意見をお聴きする場」にてご意見を正確に聴取させていただくための基礎資料とさせていただきます。
また、『別紙－２ 発表応募用紙』の裏面に併せてご記入いただきます属性情報（住所、年代）の取り扱いについては『別添 募集要領』の「11. 個人情報の取り扱い及び記録等の公表について」をご確認ください。
- （３）電話でのご意見は受け付けておりません。
- （４）いただいた「意見の要旨」及び「ご意見をお聴きする場」にていただいたご意見については、内容や要旨について事務局より確認させていただく場合があります。
- （５）「ご意見をお聴きする場」にていただいたご意見については、文書によるご意見として扱うことはいたしかねます。希望される場合は、お手数ですが『別紙－６ 文書応募用紙』での応募も併せて行っていただきますようお願いします。

「ご意見をお聴きする場」での発表にあたっての留意事項

- （６）ご意見を発表いただける方（以下「意見発表者」という。）は、「ご意見をお聴きする場」の開始１５分前まで受付前にお集まりください。
なお、受付時間に間に合わない場合については、連絡をお願いします。その際は、発表順序を変更させていただく場合があります。

- (7) 「意見発表者」は、受付の者に氏名及び「意見発表者」である旨をお伝えください。
- (8) 意見の発表は、お一人につき10分以内での発表とさせていただきます、次の方の発表もありますので時間厳守をお願いします。
また、発表時間終了の2分前、1分前にそれぞれ予告ベルを鳴らさせていただきますので発表の参考としてください。発表時間10分が経過した時点で発表を終了とさせていただきます。
- (9) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、会場内での使用をお控えください。
- (10) 会場内での飲食・喫煙はご遠慮ください。
- (11) 手荷物・貴重品の管理は各自にてお願いします。
- (12) 「意見発表者」は、「ご意見をお聴きする場」において、(16)でいう資料以外のビラ、チラシ等の配付及び掲示等はできません。また、鉢巻、ゼッケン等の着用、その他の方法により、自らの意見等を表明することはできません。
- (13) 意見の発表は、事前に提出していただきます『別紙ー2 発表応募用紙』の「意見の要旨」に沿って発表してください。
- (14) 「ご意見をお聴きする場」にて、いただいたご意見については、後日、検討主体としての考え方を示させていただく予定です。いただいたご意見やその他ご質問について、その場での答えはいたしかねますので、ご了承ください。
- (15) 意見の発表において下記に該当する内容については無効といたします。
- ・ 個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とした内容
 - ・ その他、「検討報告書（素案）」に関係のない内容
- (16) 意見の発表時に発表内容を分かりやすくするため、紙面資料を提示したい場合は、書画カメラ（Over Head Camera）にて投影ができますので受付へ提出してください。
- ・ 書画カメラ（Over Head Camera）の操作は事務局の者が行いますので資料の切り換えなどの作業については適宜、ご指示ください。
 - ・ 紙面資料はA4用紙両面印刷2枚（片面印刷4枚）まででお願いします。
 - ・ 事務局にてコピー及び傍聴席などへの配布をすることはできません。なお、「意見発表者」にて配布される場合は、「開会前」に配布が完了するようにお願いします。

- ・ 資料を投影していただける時間は意見発表者の持ち時間 10分とさせていただきます。
 - ・ 紙面資料の提出については、発表日の受付時とさせていただきます。なお、事前に事務局宛てに送付された紙面資料を発表時にご用意することはいたしかねます。
 - ・ 提出いただいた紙面資料の返却を希望される場合は、後日郵送にて返却させていただきますので事務局に申し出ください。(郵送は、事前に提出いただいています『別紙－2 発表応募用紙』にご記入いただいた住所へ送らせていただきます。)
- (17) 他の方の発言の支障とならないよう、会議中のご発言はご遠慮ください。進行に支障があると判断される場合には、退室いただく場合があります。